

文化資料館第37回資料公開 「丹波青年」(雑誌)の説明会

と き 12月16日(土)

午前10時～11時

と ころ 文化資料館1階ロビー
(古世町)

内 容 大正から昭和初期に亀岡で発行されていた雑誌「丹波青年」は、当館にまとまって残るものが唯一です。説明会では、公開する資料の内容や利用方法をお話します。

参加料 無料

その他 説明会以後は、複製での閲覧ができます(公開期限なし)。貸し出しはしていません。

申し込み 当日受け付け

問 文化資料館(月曜日休館)
TEL22-0599・25-5067

FAX25-6128

(文化資料館)

平成30年度入札参加資格審査申請の受け付け

《建設工事、測量・コンサル業務(市内業者のみ)》

提出期間 平成30年1月22日(月)～29日(月)(閉庁日を除く)

提出書類 申請書(市様式)、納税証明書、業者カードなど

※平成29年度有資格業者も申請が必要です。

《物品納入等(市内・市外業者とも)》

提出期間 平成30年2月1日(木)～14日(水)(閉庁日を除く)

提出書類 申請書(市様式)、営業経歴書、納税証明書など

※平成29年度有資格業者も申請が必要です。

《小規模修繕工事(市内業者のみ対象)》(工事・物品などに登録していない者に限る)

提出期間 平成30年2月15日(木)～23日(金)(閉庁日を除く)

提出書類 申請書(市様式)、納税証明書など

※平成29年度登録業者も申請が必要です。

＜共通＞

受付時間 午後1時～4時

その他 申請書様式、申請要領などは12月中旬に市ホームページに掲載します。

提出先 問 市役所3階契約検査課
TEL25-5041、FAX25-5157

(契約検査課)

「平成29年の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されています ～年末調整・確定申告まで大切に保管を～

所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料全額が社会保険料控除の対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付(納付見込みを含む)した国民年金保険料の額を証明する書類の添付が必要です。

平成29年1月1日(日・祝)から10月2日(月)までの間に国民年金保険料を納付された人には「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が、11月上旬に日本年金機構から送付されています。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(納付書で納付された人は納付書・領収(納付受託)証書でも可)を添付してください。

また、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付した人の社会保険料控除の対象とすることができますので、ご家族宛てに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

※平成29年10月3日(火)から12月31日(日)までの間に、平成29年に初めて国民年金保険料を納付された人には、平成30年2月上旬に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されます。

【問い合わせ】

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての問い合わせは、ねんきん加入者ダイヤルへ電話してください。

○ねんきん加入者ダイヤル TEL0570-003-004(ナビダイヤル)

※050から始まる電話でおかけになる場合は、TEL03-6630-2525へおかけください。

【受付時間】

・月～金曜日 午前8時30分～午後7時

・第2土曜日 午前9時～午後5時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日は利用できません。

問 市役所1階市民課国民年金係(4番窓口) TEL25-5020、FAX25-5021

(市民課)

前立腺がん検診は12月22日(金)まで実施しています。ぜひ受診しましょう!

問 市役所1階健康増進課 TEL25-5004